續共古日録　四

860
35

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35

ガラス使用

御題に付し蝸牛

860-35

忘草 忘草

續共古日録 四

明治天皇御製

せのさゝはつかゝらむとかたつむりゝ家もつて見るらむ

蝸牛

昭憲皇太后御集

かたつむりこもれる家もあらむ如雨しらまきの竹

蝸牛の家言の葉すべきこゝろあるべし

かたつむりの殼つゝ名給ひ歌にちゝみこむ

忘草 忘草

忘れ草と忘れ草前のハ伊勢物語に在る猪の生前のハ伊勢物語の猪の墓の板

まかせすもがな

わすれ草

おもひけりとは

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』請求記号 860-35
がうス使用

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』請求記号 860-35
カラー使用

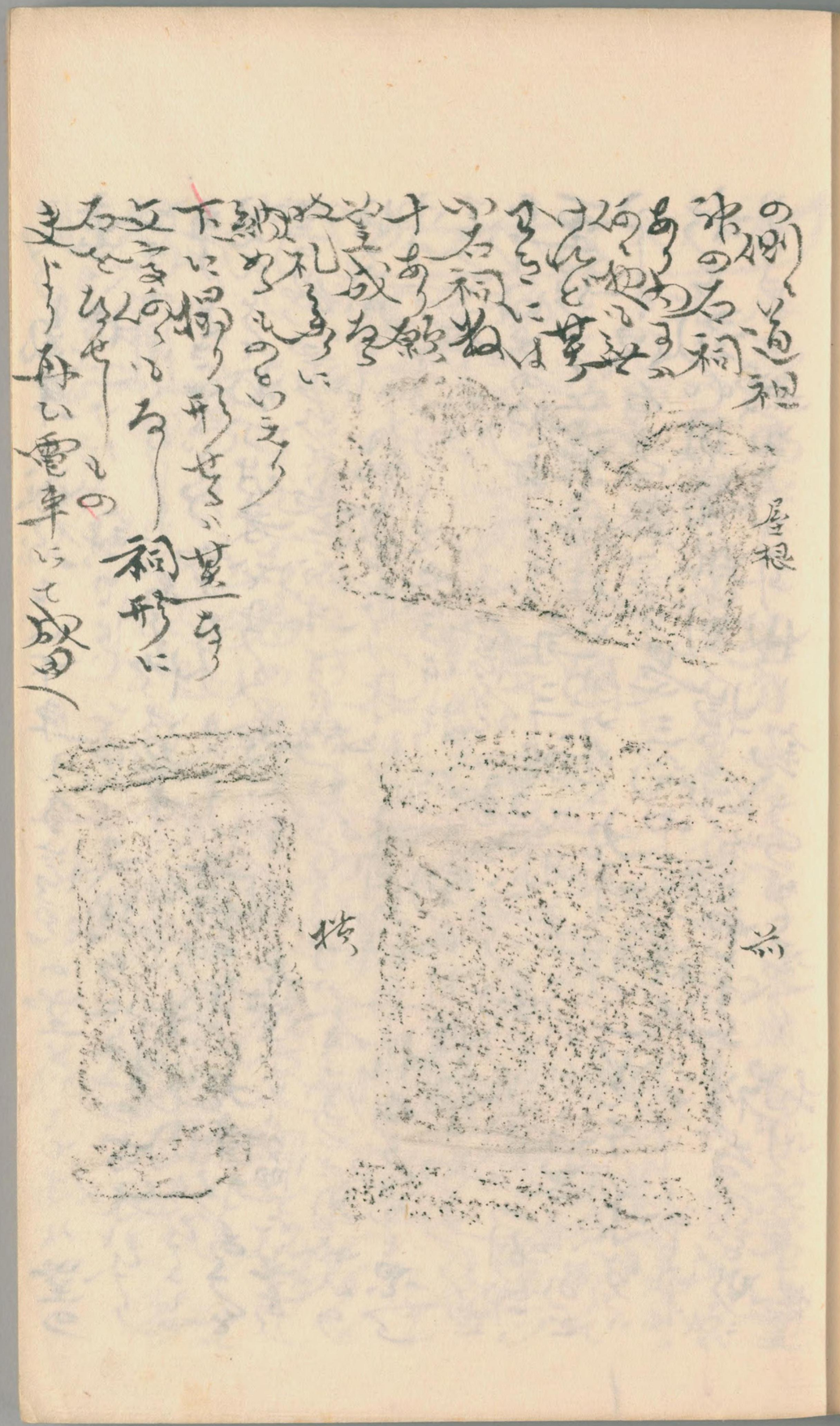
屋根
柱
下鶴橋津宗吾霊堂
名物 甚兵衛
南門前通り
遠屋甚兵衛

国立国会図書館　ダイトル『続共古日録』請求記号 860-35
力ラス使用

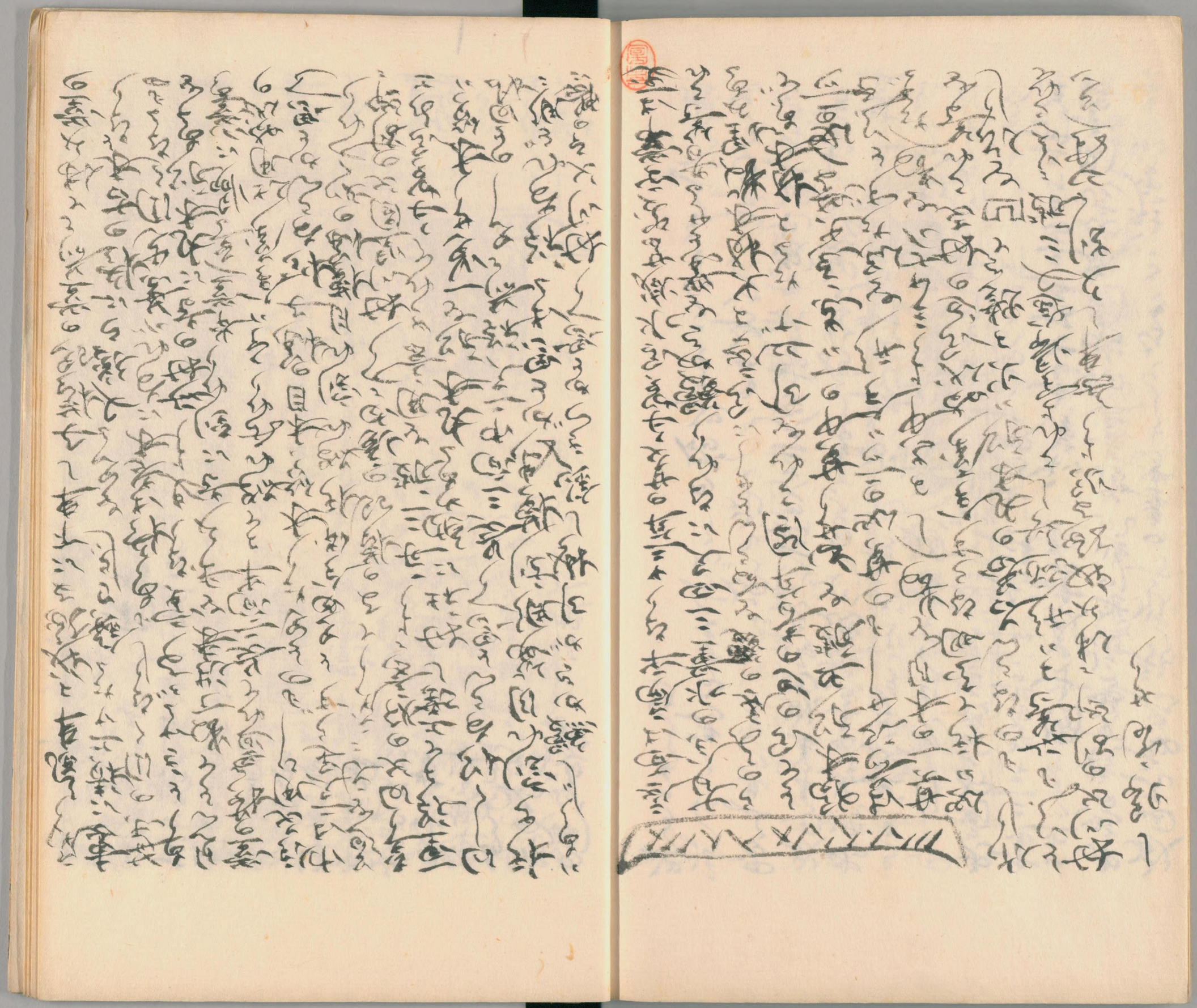

成田から手紙

賀詞

大正十三年十月廿五日、廿六日

武藏野會

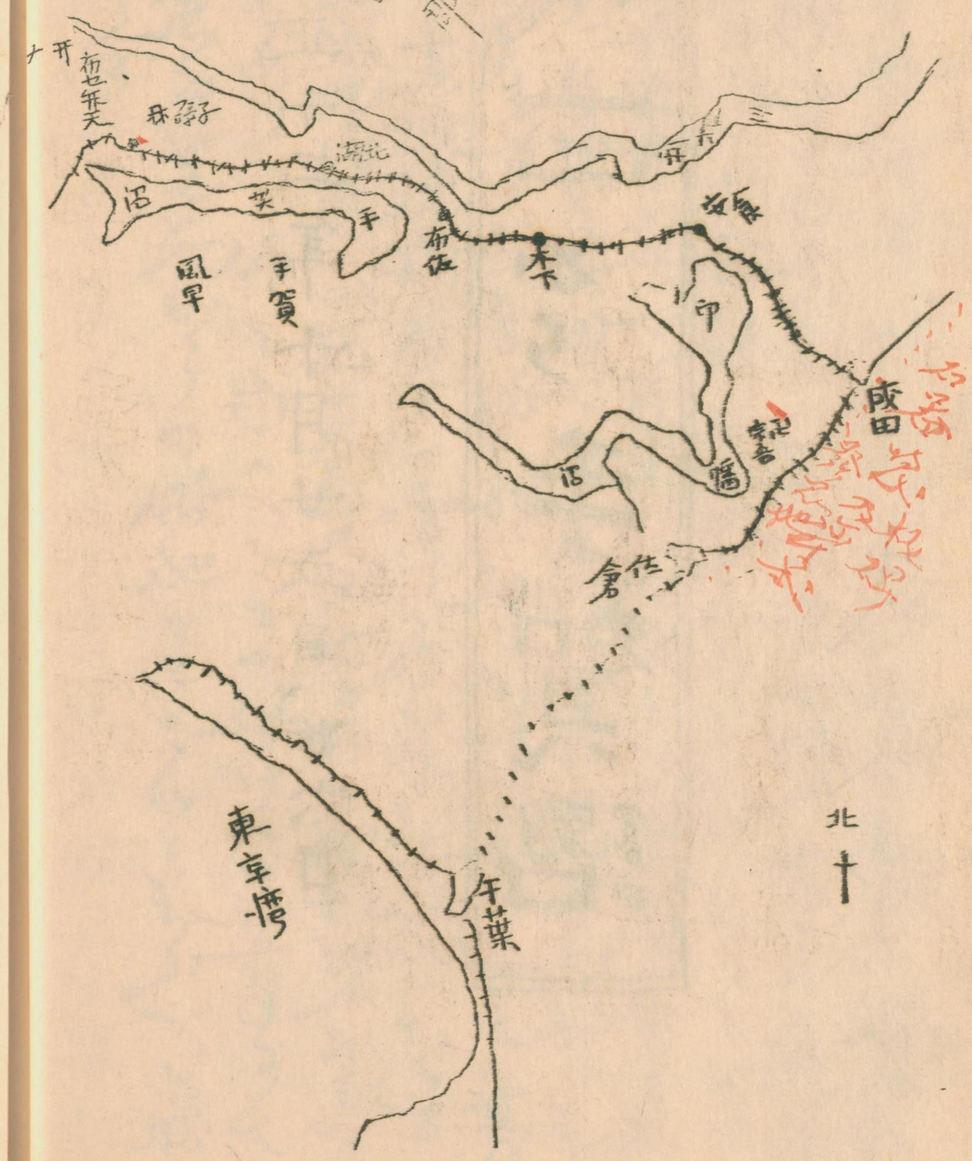

成田から鹿島へ

成田山新勝寺　成田町

新義真言宗智山派別格本山。創立は縁起に依れば朱雀天皇の天慶二年平將門調伏祈祷のため勅願寺の護摩堂傳来弘法大師作不動明王像を奉持せしめ此地に下し、弘法大師の寛朝僧正に勅し洛西高雄山神護寺護摩堂傳来弘法大師作不動明王像を奉持せしめ此地に下し、弘法大師作不動明王像を奉持せしめ此地に下したと。後堂宇を建立して永く安置し奉りしものであると。

寺宝の重なるものは

(一) 菅原道真公筆酒醉天神像一軸、
(二) 菅原道真公筆酒醉天神像一軸、
(三) 智証大師筆千祥不動明王一軸、
(四) 弘法大師作不動明王像一軸、
(五) 弘法大師作不動明王像一軸、

(ヒ)[illegible]
(ル)道誉上人御名簿
(ヌ)[illegible]
(ヲ)祐天上人　百万遍名号　六字名号百万遍念珠

等ひある。境内に童子井及古板碑がある。

◎二宮尊徳翁参籠宿舎　成田町

翁が小田原藩の領地野州桜町領四千石の復興を計るため不動尊に祈願し文政十一年秋二十一日の夜参籠した時の宿舎で当時の桜町陣屋を移してある。偉人が苦心修験の遺蹟を偲ぶことも亦意義あることである。

◎宗吾霊堂　公津村台方

義民中極刑に処せられた義民木内宗吾及一族の遺骸をその

刑傷を受けかある子孫

祭神造の華を来た使ど想

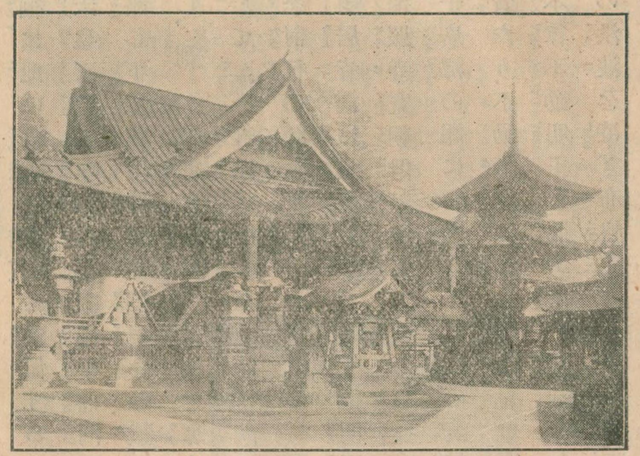

成田山略縁起

成田山略縁起

成田佛教青年會印行

成田山神護新勝寺は、大聖不動明王垂感の霊場にして、眞言密教相應の梵刹たり。

本尊不動明王並に矜羯羅・迦二童子は　嵯峨天皇の勅願に依り、玉體擁護の本尊として、高祖弘法大師一刀三禮親ら彫刻開眼し玉ひて、洛西高雄山神護國祚眞言寺の護摩堂に安置せられし尊像なり。

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

徊に此の尊體を當山に安置するの來由を繹ぬるに、人皇六十一代朱雀天皇天慶二年相馬小次郎平將門、關左に於て權威を擅にし、諸州を侵略し、下總相馬郡岩井鄕(現今の猿島郡)に新都を建て、自ら平親王と僭號し、剩へ帝都を傾け王位を奪はんとせしかは朝野騷然たり、こゝに於て源經基武府に在り、時に關に詣り其事を奏し、天聽に達す、天皇嚇怒討征の師を下し、一面諸山の高僧をして降敵の秘術を修せしむ、就中雲居寺淨藏貴所をして、大威德明王の法を橫川に修せしめ、特に廣澤の遍照寺寬朝僧正(宇多天皇の皇孫にして式部卿の宮敦實親王第二の皇子、廣澤の祖)に密勅して、天國の寶劍を賜ひ(今に傳へて成田山第一の靈寶たり)不動護摩の法を修せしむ、寬朝僧正乃ち高雄山神護寺護摩堂の本尊不動明王と、賜ふ所の寶劍とを奉持して、船を難波の津に泛べ、南海の洪波を凌ぎ、布帆恙なく東して下總尾垂ケ濱に着岸し、賊の僞宮猿島

郡岩井を距る些に五里强なる公原ケ津に進み、一宇を結び尊像を安置し、三七日間調伏の護摩を修せらる、其滿願の日即ち天慶三年二月十四日平貞盛の放てる矢に中りて馬より落ち、藤原秀鄕の爲に其首を刎ねられ將門誅に伏し、殘黨倏ち滅び、關左復び王化に復せり、是れ則ち寬朝僧正修功の致す所、不動明王威神の爲す所なり、宜乎降伏四魔の本誓瑜珈三密の神力、豈徒爾ならんや。

寬朝大僧正

玆に於て寬朝師は爐壇を結び、躬ら尊像を寶櫃に藏め、將に洛に歸らん

とせられし其夜の夢に、本尊明王告げて宣はく、我れ再び皇城に還るを願はず、未來薄福の衆生の爲めに隨類應同、諸々の障害を除きて福智を與へ、災難を禳ふて安樂を得せしめ、且つ東國の餘燼を鎮護せんが爲めに永く此地に留まらん、汝速に京に還りて王命を復せよと、これによりて僧正は、至言肝に銘じ、感涙袂に盈ち、謂ふ是大明王、其所居なく、但衆生心想の中に住するの金言、誰か信を起さゞらん、矣ぞ其れ疑を容れん、既にして故の如く尊像を堂上に安し、其徒倩壽照宥二人を駐めて尊像を守護せしめ、急遽歸洛して具に事由を奏聞す、天皇叡感の餘り勅して、數宇の伽藍を結構せしめ、供田を寄せて篤く供養し、且つ本尊高雄山の舊緣と王師新に大捷せる近瑞とに取りて、寺號を

神護新勝と賜ひて、永く東國鎮護の靈區と爲し玉へり。

其後永祿年中此地の永住に不便なるより、地の宜しきを相して、成田に奉遷す、今の成田山是なり、後數次の火災に罹り、勅宣教書及古記錄悉く烏有に歸し、寺運又興振せざりしが、傑僧照範上人(中興第一世)元祿十三年香取郡醫王院より晋山せられ、法德頗る高く、諸侯の尊信と庶民の歸向を得て、新に本堂、三門、總門、鐘樓堂、三重塔を建てゝ大に伽藍の舊態を更め、全山の面目を一新す、爾來十四世を經て現貫主權大僧正石川照勤師に至り、隆々たる施設と崇高なる人格とは、能く衆人を感孚して、衆望期せずして之に歸し、法光彌新に寺門の隆昌、信徒の群參從前に倍蓰するに至れり。

成田佛教青年會

成田佛教青年會ハ創立日淺キヲ以テ未ダ目的ニ副フニ足ルベキ事業緒ニ就クニ至ラズト雖モ、而カモ内ニハ會長以下會員各自燃ユルガ如キ希望ヲ懷キテ、將サニ其抱負ヲ實行セント期シツヽアリ即チ御靈德ノ弘通ハ佛教々理ノ講究ト相俟ツテ、或ハ會堂建設ノ計畫ト爲リ、或ハ傳道布教ノ着手トナラントス、若夫此計畫ト着手トガ、優ニ實績ヲ擧グルハ、偏ニ大方ノ外護ニ依ルコト少シトナサズ、茲ニ御本尊ノ開扉ニ際會シ、成田山ノ緣起ヲ剞厥ニ上ボシテ、之ヲ普ク群參ノ信徒ニ向ツテ頒布スルニ當リ、聊カ本會所懷ノ一端ヲ公ニスルコト此ノ如シ

(ヒ)[illegible]
(ル)道誉上人御名簿
(ヲ)祐天上人 百万遍名号 六字名号百万遍念珠
等もある。意味に童おけ井及古反御[illegible]がある。

翁が
尊[illegible]
[illegible]
偉人

家庭

成田佛教青年會々則抄

一第二條　本會ハ御本尊ノ靈德ヲ信奉弘通シ傍ラ佛教ノ教理ヲ講究スルヲ以テ目的トス

一第三條　本會々員ハ左ノ三種ヨリ成ル
正會員　成規ノ手續ヲ經テ入會シタルモノ
賛助員　篤信者ニシテ本會ノ目的ヲ賛助シタルモノ
名譽會員　高僧名士ニシテ本會ノ特ニ推選タルモノ

一第五條　會長ハ成田山貫主ヲ推戴ス　副會長幹事長及幹事ハ正會員中ヨリ選出ス　評議員ハ會員之ヲ推擧ス

一第七條　會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ幹事長及幹事ハ會務ノ處理ニ任ズ
評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要ナル會務ノ諮問ニ應ズルモノトス

二

[illegible]に埋葬して建立したものである。後藤主かくし厚き崇敬を受け郷民の尊崇甚しきものである。此処から十余町で宗吾の生家がある。宗吾が仇用した刀が在し又霊碑が奉安せられ其の子孫が居住して居る。

図　郷社麻賀多神社

祭神は雅日産霊神、創立は應神天皇の御宇印幡國造の祭祀せるものである。延喜式内の古社で印幡沼畔の大華表は延宝二年　敕使大伴家持の創建せしもので尓来百十一年目に建替へることになつて居る。歌人家持が敕使として此の社頭に立つて鏡の如き沼の面を見俯ろし夫支景など想像しみるさへ昔のゆかしくあもほゆるではないか。

郷社麻賀多神社
右所縁

印幡国造の古墳

今村鞆方手馬山

古来かく国造の古墳として認められて居るものである。伊都許利命は神武天皇の皇子八井耳命八世の孫で応神帝の御代印幡国造どーし就任せられた。阿波の忌部を率いた天富命に依つて開拓せられた総の国は当時余程開けし居たことと思はれる。最近官内省が御陵に国造の古墳と称するものを指定して居るが果して何れが、氏祖の墳上か知は元文年間の山城宮の人磯部富言撰の碑が立つて居る。

手賀沼

那の西北端に在る面積三千二百余町歩の大湖で往古は手賀浦と云はれた。沿岸に印幡、東葛飾二郡に亘つて十ケ町村ある、その勝景は夙に世に知られて沿岸八勝が撰ばれて居る。富士の白雪、箱根の晴嵐、白山の秋月、我孫子の帰帆、大井の晩鐘、城山の春色、谷田の落雁、立弟石の春雨が挙げられる。文人雅客の詩想を動かすことが少くない。殊に沿岸一帯には貝塚古墳多く名社多く巨刹多り又は名家の墓地多く、古城址古戦場あり誠に名所史蹟保せ得たる勝地である。剰へ先頃沿岸の開発戸、高野山、岩井、鷲の宮などから獨木船を発掘して楚人冠先生や酔夢先生を驚かせたこと影しい。古墳や貝塚は我孫子、印西、手賀、風早の各町村随処に散在する。手賀のうの処たり一見して行きたい。其他の史蹟もその通りで進みたい。

◇　◇　◇

○つきなせー手賀沼堤つこむとといさを高田の名やはかくるく。出典清山来。

○満城漢々只塵埃。不放吟眸時一開。快意寧知有今日。天鵞湖上看鷗人　　柳川星巌殿

天鵞湖

布施の辯天堂

富樫村布施

水田中の一小丘に在る、江ノ島、不忍池と共に関東三弁財天の一つである。今から一千年前の大同年間弘法大師の作と伝へられる赤色の裸形の弁天像が急流と共に島が出来た、そこへ弘法大師作但馬筒江の三寸余の弁天像が急流と共に流れて来たので草堂を建立したと云われのが創立の縁起である。五山の風光佳絶、近く利根の白帆、遠く常毛の連山雲煙の間に出没し、春花秋月枝を交へ客が絶えない。

現在の建物は天文中牛興開山立木を用築せしものと云はれて居る、結構の壮大なる料は往時の盛観を偲ばしめる。

○寄ーさや真帆にまむかの山なれば　芭蕉

由緒及旨意

謹而按スルニ當山ニ安置シ奉ル子ノ將神ハ本地藥師瑠璃光如來ニシテ十二神將ノ御一體ナリ　人皇六十二代村上天皇ノ御宇康保元甲子年ナリ諸願成就ノ守護神トシテ世ニ深ク奉信スル處ナリ故ニ今尚子ノ將神ヲ奉信スル輩ハ至ル處利益ヲ蒙ラズ云フコトナシ

伏シテ惟ミルニ

子ノ將神ト申シ奉ルハ藥師經ニ御尊形功德等委シク説示シ給フ如ク大威力ヲ具ヘ給フ靈神タルコト千古ニ赫々タリ殊ニ護摩秘法ヲ修シテ祈願スレバ靈驗最モ新タナルハ信心諸氏ノ利益ヲ蒙ルニ依リテ明カナルコト今更申モ畏キ次第ナリ殊ニ子本尊ノ御誓願ハ一切衆生ノ諸難ヲ除キ福德圓滿智慧自在就中老幼男女ニ至ルマテ腰ヨリ下一切ノ疾患ニ利益ヲ與ヘ給フ是レ誠ニ十方信者諸氏御本尊ノ大悲ニ縋リ奉リ至誠以テ信念ヲ凝ラシ各自所求ノ願意滿足ヲ祈願シ共ニ子ノ本尊ノ冥護ヲ仰カント欲スル所以ナリ

千葉縣東葛飾郡[illegible]村[illegible]子ノ神延壽院[illegible]起

綱領

一、愛國護法ノ誠ヲ盡シ真實不虚ノ子將神ヲ奉信スベシ

一、常ニ護摩供ヲ修シ國家安穩ノ祈願ヲナス大縁日ニハ加入者ノ爲メニ諸願成

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

就ノ秘法ヲ行フ

一、講者繼年期間　年トス

一、護摩料金　圓　ヲ納ムルコト

遠路ニシテ不便ノ所ニハ郵便ニ依リテ依願ノ祈願ニ應ズベシ此場合御札等ハ小包ニヲ送附ス

緣　日

一、大緣日　正月三月五月七月九月十一月ノ甲子トス

一、小緣日　毎月ノ子ノ日

附　言

一、當所ハ我孫子驛ヨリ約七丁（順路縣道ヲ右ニ進ミ子ノ神老松ノ並木ノ奥ニ）

一、當所ハ手賀沼ヲ瞰下ニ面シ西ニ富士遥ニ仰キ其眺望壯大ナリ

一、四季ノ風景ニ富ミ春ハ觀櫻ニ遠近ノ賽者亦尠ナカラズ

千葉縣東葛飾郡我孫子町

子ノ神　延壽院

麻布芋洗坂辺の今昔及箱根辺雑新説の探索

麻布芋洗坂と云ふ坂は人の通路なりと雖も如何にも狭く且つ曲がりくねりたる坂なり

記ニ中古迄は麻布の高台に寺院の前に麻布の高台と云ふ

出来る故の二に寺院

當時の麻布は狐ばかりなる狸穴の名あるも

麻布の目黒

麻布の特地

狐がある

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35

ガラス使用

越後与板の大仏鋳銭

与板□大仏

□

市の川

越後国与板町にて元和元年八月五文銭の大仏を鋳造し奥州眺倍養の日に出銭を鋳造し

もつとも此所にて

知人越後より送り

本神の市ハ神社の祭日とか当宮の御幸等の日に人出多きを以て市とも云ふ

黄買とも為すことなれり

此算紙に市ハ長市ハ大知ハ

こゝろ長きりまうつる人のこゝろもとゞまり

れハ知こゝろの元んあるゝと心をるなりおそ乃市

誘摩殺

ちゝ市あすゝ知ゝ

に市ゝる人の言葉こゝ市ゝ

なる本朝通紀前篇に推古天皇九年春三月大き始
市造高賀知賀賀術當時誓姫子神為高賀鎮
護神後世以惠美須賀福德神自是始為[illegible]
美須佐[illegible]と市神とすることは普通なれど伊吉の神
と市姫とを市神として祀ることの
況とある支那にも[illegible]
壇を本尊とし招財招寶利市納財の四神と照
立として市神として祀ることあり本邦の高家姫を黒
福四招財等と祀ることあり[illegible]と信ずるの
なり
商市とりの市のことは別記したればこれを記さず馬市牛市のこと
本山西名物圖繪に毎年三月上旬より四月中旬迄山城
芭蕉の辺より國分所上京所と三度に分ちて一日かゝる馬市の
行幸とつとむ市もまりて五七ヶ所馬場より官使来
り御物を擕む其次に國司の乘馬小為駄と擕む其後
朝臣より蕃七ッ持を引て賀賀市馬と引き
来れば賀賀こゝ[illegible]と仲賀ゝ朝臣と[illegible]
仲賀馬こまを[illegible]
[illegible]あるを[illegible]国司[illegible]
の国多く牛を飼てゐるを[illegible]
天王寺[illegible]と云牛市のつゝ
法[illegible]賀賀[illegible]と叶ひ[illegible]
来ることは[illegible]毎年霜月[illegible]
に牛を引来て五日交易賀賀[illegible]と牛博労と云

馬琴及宣長の家の焼印

足利本

砂焼印影 滝澤氏曲亭馬琴の家具に用ひしもの

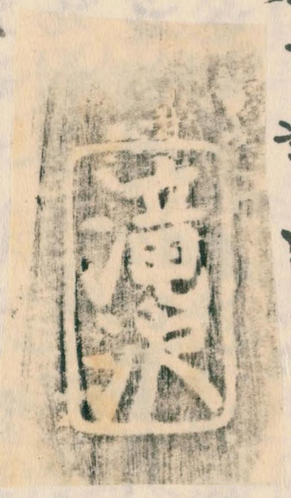

焼印の原物は横二寸五分縦二寸五分焼印を先年三村竹清氏に揮毫せしものなり

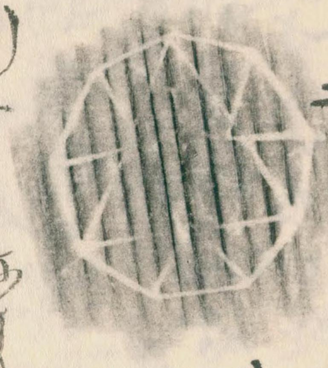

本居の二字三角形の内にあり

足利本と称する活字本は足利学校に蔵せる書籍に

足利学校

はあるべき歟と云々 慶長二年遠州家康卿学校を伏見に建て
足利学校の儒三要を聘して教授と云々 本校の古字十
篇蒙を以て京師せしめ給と云々 足利学校の創立沿革の
詳なるは上杉憲実の記なるべしと云々
然するに及び足利の將軍の名字の地なるがゆえに
学校を舟達せらるべきの由と云々
せられ云々 ことしの
足利学校事蹟歩 川上廣樹著 一冊
足利学校遺蹟沿革 足利図書館発行 一冊
足利学校略書目録
足利学校遺蹟全図 簡略 一枚
学校にゆきて大略明らかなり

流蘇

宋武の日記 牧中つ文り

慶和亨年宋武正月元旦春元元年とある日記牧中の
文分に「意姫君八重姫」の文字あり
なり繁花の地人の心も固づ 野の辺も自然と唐の正義
からぬ 地人と出る人とは家侍諸高人百万石も
ものも 拾遺づくる繁昌の金の
なり中の りんぷ とは 桜麿
記沿革
慶長慶照鄭が詩に「長安大道東狭斜 青牛白
馬七香車 玉輦縦横過朱戸 金鞭絡繹向侯
家 龍衛玉蓋承朝日 鳳吐流蘇帶晚霞」を
流蘇とは五采の毛を結びて馬の鈴とす

甲斐之言葉

甲斐の国の名所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十三年八月七夜
於道新り事始
所載満国の俚
謡

木曽節

○木曽のナアー ナカノリサン 木曽の御嶽サンは ナンデヤラホイ ちらつ でも寒い ヨイ〳〵 裕ナアー ナカノリサン 裕やりたや ナンデヤラホイ 丹餅をとヨイ〳〵

○男ナアー ナカノリサン 男だてなら デンデヤラホイ 木曽川の ヨイ〳〵 流れナアー ナカノリサン 流れ寄る水ナンデヤラホイ とめても見せうが ヨイ〳〵 とめてナアー ナカノリサン止めてとまらぬ ナンデヤラホイ 色の道 ヨイ〳〵

○海ナアー ナカノリサン 海りませうぞ ナンデヤラホイ 海らせませうぞ ヨイ〳〵 月のナアー ナカノリサン 月の山端に ナンデヤラホイ かぐるまで ヨイ〳〵

伊那節

○木曽〳〵木曽〳〵とつゝもり米は 伊那や高遠の 伊那や高遠の 餘り米 リリヤコイアバヨ マタカイデ

○はつか雪の赤石に雪が見えます 雪が見えますほのぼのと リリヤコイアバヨ

○主の心と雨戸の藏さんの 峯の氷は 峯の氷は とゝ解ける リリヤコイ アバヨ

○天龍下れば〳〵ぶさに濡る もたせやりたや 焙茶 リリヤコイ アバヨ

○心細いぞ木曽路の秋は 笠に木の葉が 笠に木の葉が 舞ひかゝる リリヤコイ アバヨ

○木曽の名木 檜 檜に ねずにあすひに ねずにあすひにかうや リリヤコイ アバヨ

○木曽の習ひが 藪原流が 婚もとらずに 婚もとらずに

陽をだく　ソリヤコイ　アバヨ

安来節

○あ来千新名の出たところ　社日ざくらに十神山（トガミ）

○松は火場流れヨト焼ケヨト　松の見通ひは彩でする

○ちびす大黒ちの国の西と東の守り神

○宍道湖水と鏡に立て雪で化粧する　宍雪富士

○雲八重垣境の地にうつす二人の姿

○関の戸は焼岩船　あんど窓の高砂は照しやせぬ

○豊宮お山に春風吹けば　あ来千新名の花吹雪

○ちゑうよいとこゑ来やしやんせ　関かせますぞえ　あ来ぶし

阿波

○阿波に名ものとすきて火と焼くとうつやよ　ふた道かける殿は

ツトトントト　殿はいやいや

○淀川に網をうて　那はつなぐともいやよ　ふた道かける殿はいやいや

ツトトントト　殿はいやいや

土佐

○土佐はよい国弟をうけて年にゐ来が二度とれる

見こうよ見せうよ浦戸をあけて　国の名所は桂浜

伊豫節

○伊豫の松山えゑ　三津の朝市　道後の湯　音に名高

きわ色素麺　十六夜の初ざくら　吉田さい桃　ぶかさつざた

高井の里のていれぎや　葉井戸の斤目納　菌屋揚や

郷のかぶら　チョイト　伊豫かすり

筑前

○六月のさつきひらうちあろ黒ろ脇ものうち苗とる

○根芝達や稼の花よさもりすぐんがちらばろと

肥後

○腰のつたさよ世の長さ四月六月の日のちがさ

○男根りには恨れんばる　煙草入の銀金具が因縁ちい　あかとが

ぐつちやかちやかちやかちや

薩摩

○雨ふとちそらし蓑見て怖しい蕎麦きん

○さくらゐ見てちびわぬくは　松重柳でもあつる

福岡

○木綿女房はやちるなよ花の盛りゐ山ひ屋ぢ

○京わげるらわ行けせわ京あつての恵ぢんの

○思ひれとは死れとのとよ死ぬんや　祇園の土とる

○そよりゆとふさまるふは稼の便かちつかしや

○稼のさん節唄　○五兵衛ねとちもうと就に思とかさうと

やらさんしよのせい　○秋風がふけばいの秋風がふけば豆の葉も枯れるいの

豆の葉も枯れるサ　枯れたがえ事かちんとしよのせい

○あのむら子ろつらにくやサわれそつんてちぜ行ぬめつんと

行たら飲ぬにあうてサ　わがかぶの屋ろちちろ男す

てらんたるろ　さんしよのせい

群馬

○花の稼ちる男殿様とやるよ信濃の炭焼に

面白いのは二十と越えて二十の頃三のころ

塩田

○雨は降つて来る風根の蕎やぬ濡れる背中ぢや子ぶ立

く飯やこびる
あれに見えるが飯の村より蝶ゑつのがちつめ〜い
磯節
○磯で名所は大佐様よサイショネ　松が見えますほど〜と
はかれ　見えますイソほの〜と　テヤ〜テヤ〜イサかり
スカレチヤ　ドン〜
○お客の性なら面白く来い　藝者の性なら褄とつて来い
青い茶の性なら一日過ぎぬうちに　来いちと
つまんも心配の色さんも心配共に私も心配
○三十五五の帆とまちあげて明日は八幡谷
イソ石の巻
○船いちやんこちでも炭俵積ます出積んだその如く米と酒
積んだネ　その如はイソ米と酒

千葉
○雨ふらはふもれ船根ぶまんたとて船ふうが見めどる乙し
○乙女　畑は金色　たた茶の花が咲いて金色だ
越後甚句
○甚句は越後の甚句越後の甚句は世界の花ぢや
○早だ〜と〜ア朝まで思うた三十九ぢやものソーレ花ぢやもの
○ぢんぢらぢんののぢつかい煙持てば二百十日の風よけた
○何たら長い五月雨だぢい梅あくびにかびが生えた
○盆は来い三月はつやだ数とわたしの年がよる
○見えるまでまでとて涙まで出たが泣けてさらばが言ひだ
難波
○ちり見物ほとまんまい　まるいいの書ます
○玄女見たさに朝ゑ出めはすぐた濃〜の霧が降る

山形
おうだ長谷寺理記
おうだ長谷寺理記はもと
山形県さくらんぼ
山形県さくらんぼ
山形県さくらんぼ

猫を神使とせる神社

花郷社宮ふ好き猫を祀ることあんどちくう猫を神使と
して居ること多くあらざれども但馬美方郡の一村に猫をもて使とする社あり農家蠶を
養ふ第は必ず其使として猫を養ふ其使の猫い社前の一基石を特造る故に謝すに及び一基石を造
ふいて石を磐の如しとあり此地方にもあるやもあらむ
なほ此郡に祭神いかふ女三の宮なる然るべきか西行
法師が書きたりし銀の好き、なほ為あらぶ面白の歌
金の地蔵の如きものなど一つも伝はらず仲ふいま本多の
裏の叶はぬ物へとのら猫にたとへたるい可笑
まうず京下ぎひあらくのうねるのなづけかたきは好ぎ
こそうかは好ぎ

三年たてば三つになる

俗諺に三年たてば三つになるといふこは三年を経過すれば舊時
の觀念改まるとの意なるべし三年たてば三つになるといふ意義
の言葉の活用の意味は三年たてば三つになりてこの世界のもの
三年たてばみなとりかへとなる俗の語に切替
ちがちまち三年を経過しても変ることなれど
豆義其他人より物をもらふ者のもらひを待ることなるこのもの三義にもなれば人のもら
ひを待ることなるこのもの三年たてば三つに成
ことなるに語なりなり三つよりなるこのことなるとなる
陸中國稗貫郡大字高根字熊堂と称する地
和同開珎銭四枚と直刀と石製品
のもの高八寸横五寸厚五寸銭が四一の処より出
ことなり静岡県有渡山の古墳より出る寿銭

和同銭とも
古墳
富寿銭とも
古墳

賀茂金の考言

寶永十二年 [illegible] 土地の古老より聞しのまま
年[illegible]聞したことはあれど果して古墳中より [illegible] 出土錢 [illegible]
其十二枚の中の一枚を [illegible] 見せられ [illegible]

加賀 金澤 方言

アカニシ　ホラケ　チヤ　ヤンチヤーナ不潔　ケチナ吝嗇な　モギシナイ無情な　アネサン　カイサン

ハチヤクチヤモノ　雜多者　コチタナイ　ガマ　ダラ痴愚　カンドベ　凡　アセナイ忙しい　ハシバナ鋭敏な　モノイイ　アシニヤマ　ジヨーコサン

ヒナタ　ケナルイ羨い　モナイ猶遠い　マブイ眩い　アダケル騒ぐ　マシマ　いさ　ものやうさ

児玉所紀行

大正三年十月廿五六日の頃玉縣兒玉所（武蔵秩父郡）
所見の墓碑を次に掲ずること [illegible]
しかるに [illegible] 年庚申下弦 土地の [illegible] 墓
更年月日 [illegible] 玉華寺の墓
に [illegible] 新しき牧塚の墓石を [illegible] 二本
筋は [illegible] 新しい米文の祖先の墓石と [illegible] 火
牧塚 [illegible] 七人 [illegible] 珊瑚 [illegible] 各玉珠の如くに
いあり [illegible] 三回忌
刻してあるばかり其銘 [illegible] 座の下に

右千部 吉茂讀誦為此主
能宗成 [illegible] 四人 [illegible] 魂
外 [illegible] 出家 [illegible] 冥
平等 [illegible] 合力 [illegible] 菩提
[illegible] 皆成佛道乃至

嘉元二年十

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

歡喜圓

七色菓子

菓子のこと[illegible]ミ[illegible]の[illegible]日経て七種の菓子あり[illegible]と其製ちの傳[illegible]歡喜圓の又と[illegible]天供する歡喜圓それより[illegible]の大きさ[illegible]ものの如く彩米を[illegible]たのかたちかいまし[illegible]餅の[illegible]かめ[illegible]のかたち圓形にして鎖にも書料とかへ

実大

福色形にくり書料とつけ香油にて揚げ[illegible]カヤ[illegible]する揚げあぶし菓子なり

菓天にはまた七色菓子あり京度に七種の菓子あるよう七つの菓子とこれらを[illegible]圓と[illegible]菓子あるめを圓のつたるのをもれば圓[illegible]とこれらを

山梨縣日下部紀行

大正十三年十月廿[illegible]日[illegible]野[illegible]日下部[illegible]

三十年四年[illegible]の紀行[illegible]

[illegible]年[illegible]川の[illegible]紅葉[illegible]

農家の[illegible]根特[illegible]と特[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』請求記号 860-35
メモ使用

国立国会図書館　ダイトル『続共古日録』請求記号 860-35
カラス使用

[illegible]

先考無三富国八代郡田中の人より其先畫し結城朝光より出づ年甫めて十六江戸に出で砲術を学び徴士となり征長の軍に従ふ次で新撰組に加はり京畿の間に在りて専ら国事に奔走す鳥羽伏見の役大砲差面役となり中書島に戰ひ更に中陽鎮撫隊軍監となり戰す後神の不思議の召命を蒙りて基督教に帰依し爾来風雨三十年其教旨の宣傳に没頭して又他を顧みず明治四十五年五月病を以て東京に歿す享年六十九

半生の志業空しく蹉跎したりと雖も敢て怨まず敢て咎めず諦道を誤まらず只其天を楽しむ高風欽羨に値せずんや嗣人異々の間其利を享くる實に僅少なりとするも景仰不能禁焉

大正七年三月　　男禮一郎建之

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

二条様御茶屋
庭の石の名

大三十三年九月十三日ニ二条様御茶屋
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
海[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

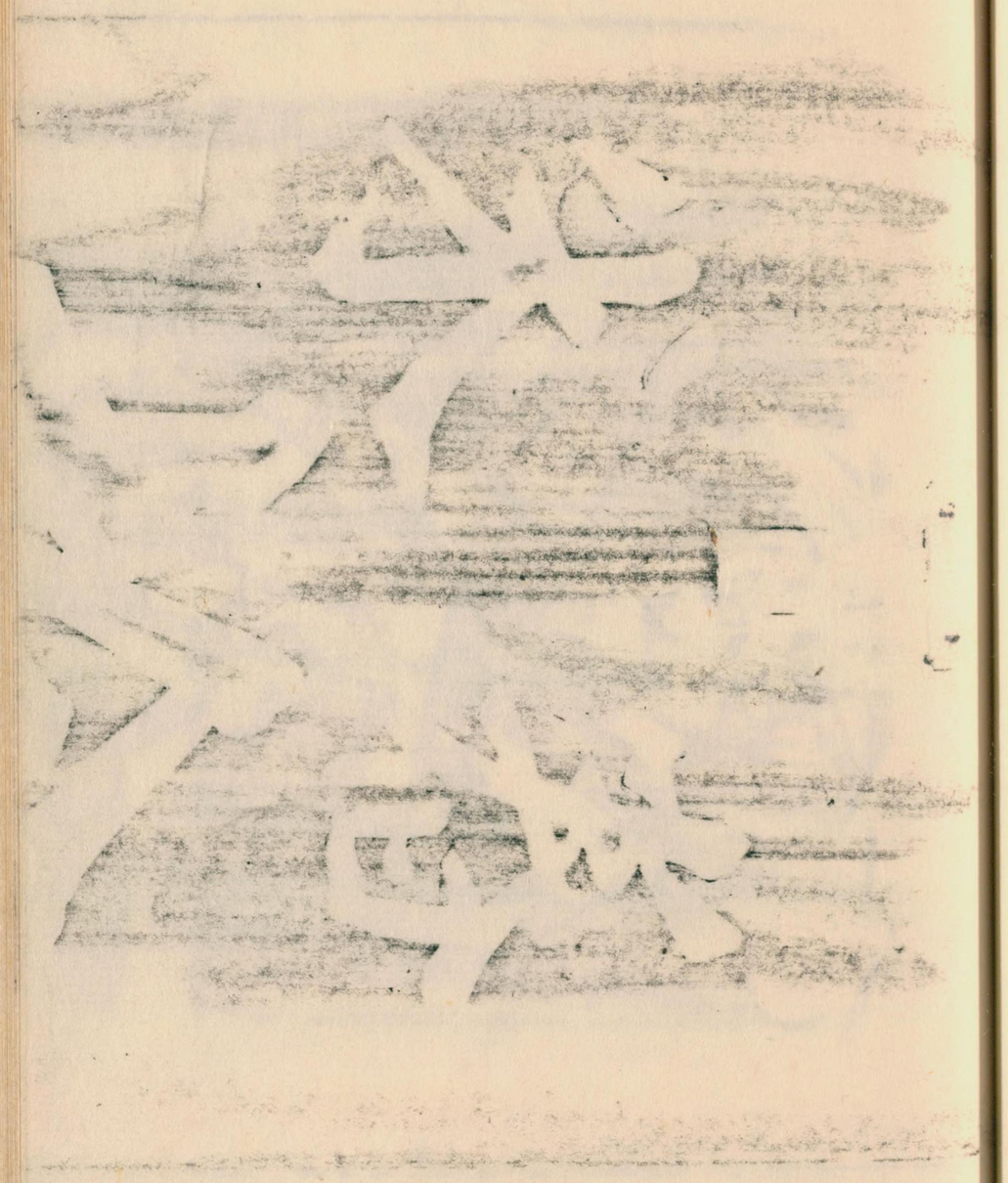

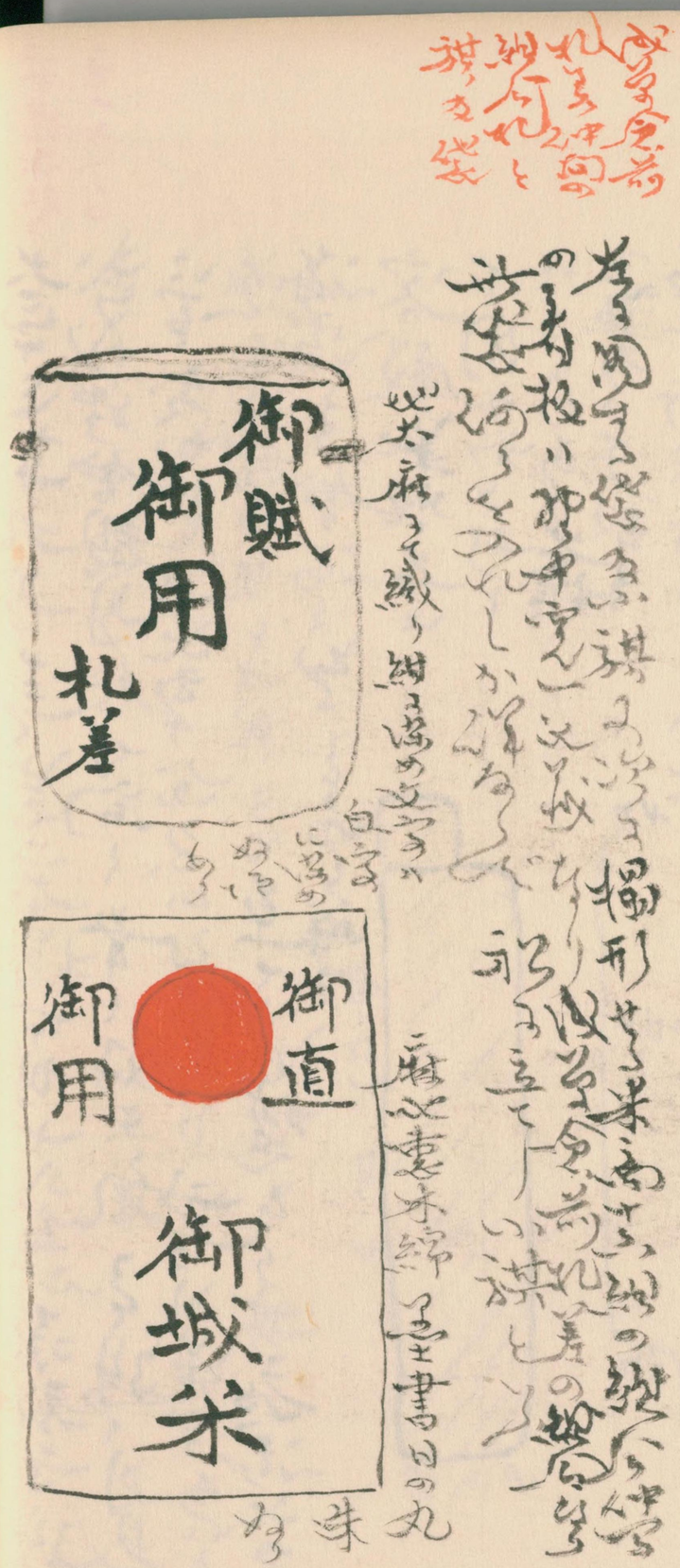
御賦
御用
札差
御直
御用
御城米

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35
ガラス使用

国立国会図書館　ウ ナ ト ル『続共古日録』請求記号 860-35
力ラス使用

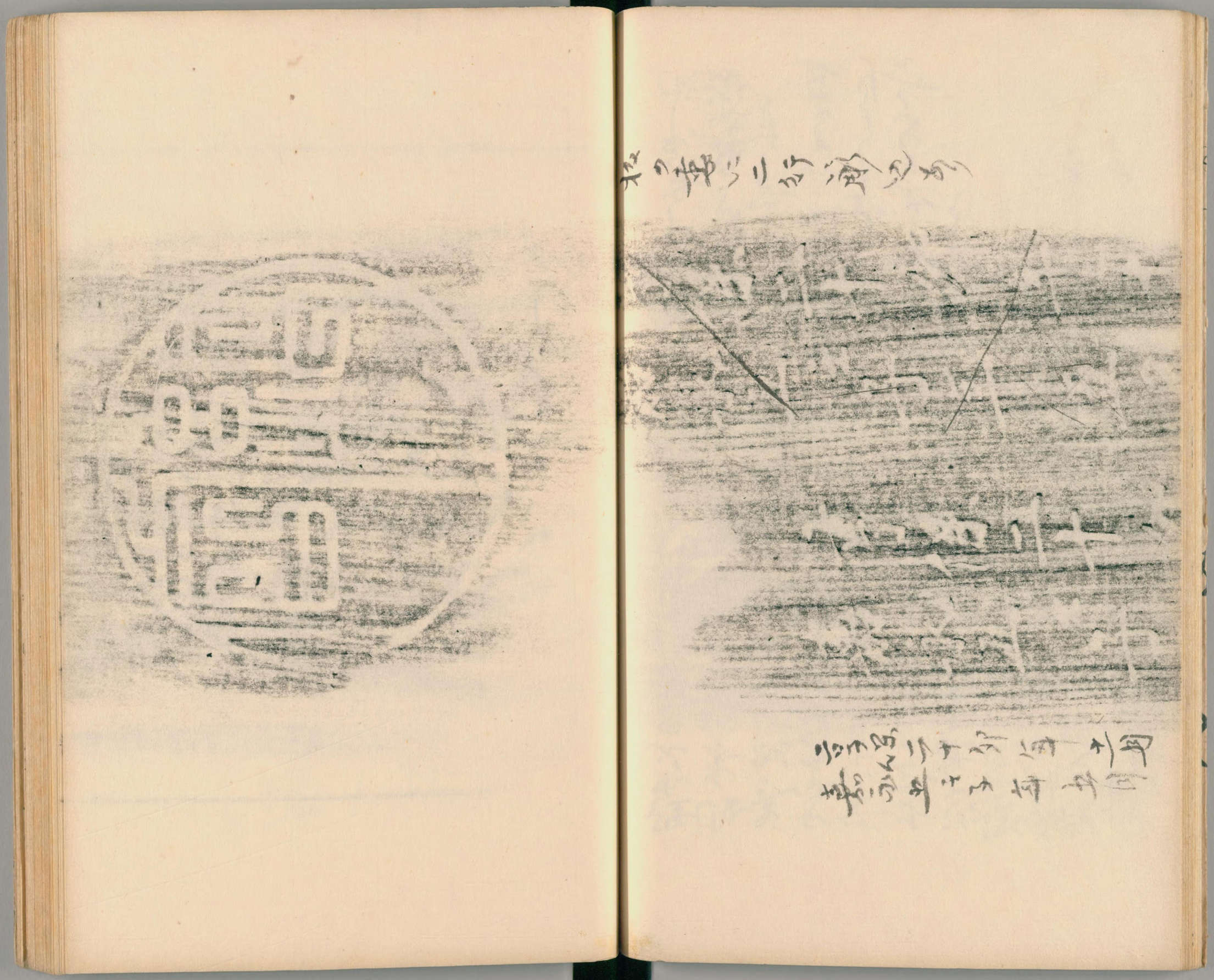

書紀初の三十五字は漢籍より採る

神代と人世
神別と皇別

野中氏の父は金前[illegible]
[illegible]
[illegible]

大正三年十月の日本及日本に、桂古漢文の仏足石碑銘の考察の義の「仏足石はずつと古く、国考にもある奈良の薬師寺の碑と考へあはせて共に奈良の盛朝か初朝かと思はれる歌碑の方は僧の考へでは奈良の後朝の末か平安の初朝かと思はれる。此の三碑は中世もちい朝鮮人の記録である那須国造碑多賀碑は殿様のたぐさみによりて為たものさて仏足石及歌碑の石の質を調べたら如何か面白い発見がありはせうかと思ふ。之とあるが那須国造碑見てその朝石の風雨の為と文字不明と云ふ。ずい笠石も下部の一の岩塔と新しくなかはしきこと思ひあたる。砂岩の好事家ゝしとの説もあんが

孔雀明王桂樹ニテ作リシ桂杯

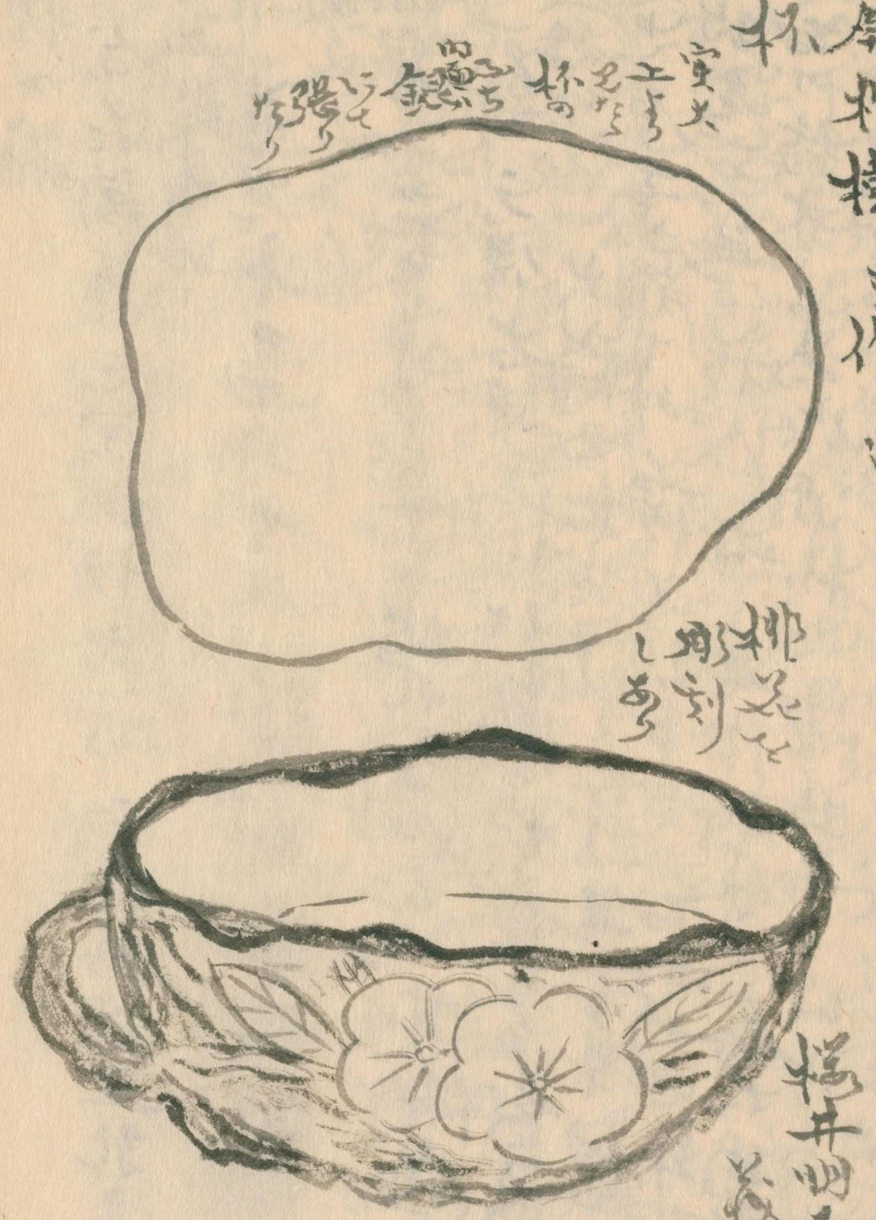

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35
ガラス使用

右杯の銘

余在閩蕃之間説林出所謂生孔支子家

工楷木也

道光壬寅四月吉旦　球陽都元偉識圖

[illegible]

一節　元偉右説之間仕年[illegible]

[illegible]

[illegible]

字彙　木部に

楷つたの言鐫模也或也言殘李廣傳殘進模

楷又楷書又木名　孔子冢上生楷易生

字典　木部に

楷若駭切言鐫說文木也孔子冢墓樹之者淮南子草

木訓楷木生孔子冢上其葉枝疎而不屈以質爲其

並也云云

史記評林に

括地志云兗州曲阜縣兼城東三里有闕里中有孔子

宅中有廟伽藍之從征記云闕里背鄒面泗郭

西也按支子生太郭長焼曲阜級號闕里皇覽曰

孔子冢去城一里云云冢塋中樹以百數皆異種

魯人世々無能名其樹者　史傳言孔子冢子異國

人各持其方樹來種之云云

右楷木に為書せり　引正字通云云

疎而不屈以質爲其並也とある木より楷書の名称起り

ここに云ふ木性黒檀の如くして黒色深美なり

芸芸岩本言文芸芸の道速草の新論を清む事

迷信に関する為く迷信の意図と驚嘆、賛嘆と

是怖等によりて岩能的迷信

あり　芸芸第乃迷信の一起元なり　男女結人の情より

起る迷信あるを岩本文の文なるず　清嘆士の論ぜらるべし

をもつて点と思ひ所なり　女の男を待つ為元に深き心配する

岩本富文の道徳革命の迷信其他に就て

来る為て弘法大師の如く鳥羽と云て迷信の大原因の
一つとなれりと思ふ
地蔵菩薩には地蔵本願経と延命地蔵経とあり後者
不空三蔵訳と本邦にて譯せりと書せるも日本編刷の
経中に見えざれば或は為他なるべしとの
梵文英譯東方聖書本は二十七品にて普門品なると
後世の追加と註し観音は印度にては男性の神なり
方仏教にては其信仰如何なる那にては女神なりて仏教
輸入以前より既に一種の観音神話と者海の補陀
落に出現せりと考へらる
白衣観音経なる那にて作られし
立中菩薩に等を供するとあり
これも那の他の一形なり

外人と桜を愛せず

右東京の新聞紙

邦人の反書には桜を植えるの方法を言ひあらはせり
ここにて外人知らに比して桜に對して桜花は邦人の國章
なりとなり外国人は桜花を他中にて
しは手工ホフの他に桜の園と題せる小説あり露国
には桜樹ありめでらる題なりとも
邦人と種属を同じうすとの説も
同一のこころあるやもうす
考ふ学説の原始を尋ねらるる右京新聞
とも称さんなり父男が右京新聞紙は
文科の人なり遺稿題して水詩無聲
人となる遺稿題して水詩無聲
雪を分けて如何なる馬蹄に踏

好たる同士の新し世帯を焦した場の歌

勿唯無定住　天地是吾居

五十余年夢　芳来一時虚

右前の歌は拙作なれとも宗教の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

我ひらでひとくるあさかほのゆふかけまだめざまのあるとき
ふたしと結ひ紐をひとしとあひをとるとぞ思ふ

後世なほ強き
朝鮮ひちは胴突の拍子は ヨンヤラヤー ヨンヤラヤー とうたふ
ちはエンヤラヤア といふ

朝鮮沿の胴突の拍子

コマとは名称のつくもの

コマとは名称のつくものゝ古く朝鮮渡来の物なり
数 狩犬 弟妹の左右 あるものえ身 ゆ
玉麗楽 玉麗錦 玉麗笛 玉麗鈴 玉麗鳥
馬とコマとはコマ人の多く乗りて
玩弄の狩楽 農夫のコマざらえ 馬子の
牧牛の起りは玉麗人のはじめ
朝鮮神とはカヤツリ草の如き神 高麗より
高麗とは唐のことと思ふ

スキイの沿原及スケイト

巻三年の冬 信濃者 スキー及スケイト高原を
さすらひ 冬の夜 紙撚の
沿は 猟語で 諸歌語 ski と
に 雪
つ
ま
シーツト 殺妙
響 耳
に 殺
出

話とスカンジネビヤ沿でも埃米利沿でもシーと言ふ
スケヱトは古代スカンジネビヤの住民鹿骨製の水具と渡
用せしことが其神話に見へ又ロンドンのフィンスベリー
サーカスの混地からこの鹿骨製のスケヱートの遺物が發
掘されたり等考の上より推して千百年以上の古物と
認むる外なし和蘭国の一学者
Scheidam の Leadur と云ふ者氷上滑走中ひどく
轉んだことあり動機と云ふ迷信
と云ふ和蘭語一年に付き此石科語典に瑞典那威丁林人等是
迄ちと速力頗迅速望て五百米の距離を四秒に走り者
と今は迅速に走り者

上古年紀人民事略

天の浮船が橋か

子十月の中に成る日の時に猪木邪を見て云ふ前に記し者
たるごとく神武に初て少しく猪木邪の事を記す者本邪先史
時代の地形大体今と異なることなく
を唐げて猪則し如く足の一ヘ北方千哩ばかりカムチャツカ半島に
接し又一足は西北カラフトに向ふ其北方の西岸は大陸アムール
河口に對せり又子の一ヘ南九州薩摩より西南に向ひ中縄諸島より朝鮮
に至り一方は大陸薩摩より対馬の諸島より
東京度迄に至る此の線路は火山帯の要路にして
蒲線を唐り入来し右者時代の人民あらば猪木邪か筑紫かに集
りて海を渡りなるべし筑紫の清き便利なるなと舟の如く
由なるべし然るとの結距離の
近き故なるべし丸木舟と云ふ者に乗
二神天の浮橋に立ち

住田正一の古代の船の名目と其解

国土創成の大業を成せられし天の磐船もあれどこは船ならず物なるが将古代の船と新しく住田正一が近比国史経済雑誌に出せし国古代の船の名目なり之迄明あらざりし其の要のみを

一 天の浮橋
二 浮寶船
三 埴船
四 葦船 無目船 無目船
五 蘿摩船 カカミなる植物の殼を刳りたる形が其船に似たるが故に名付しなるべし
六 鰐魚船
七 鳥の石楠船 帆を使用する船の早宇なる巨船を云ふならん

八 熊野諸手船 所天の磐船 其船の形より名付 帆あるなり
九 伊豆手船 一説に四つの櫓を立たる船なりと 三 伊豆の国人二十人にて十人にて櫓十挺を立たる船なりと
十 両枝船 両枝ある葦のある大樹を船の舳に立てたる船なりと 四 こつ早き船なりと 意味を表せるなり
各側に高く船を作り両枝の如くなるを船とす
能力を増大せしものなり
十一 投船 投船 牛馬の皮を用ひ竹木を以て船を作りしもの形葦の如し 或説上皮船の名せるものなり
十二 ツクの船 又はツクの船 海中大船 丸木船 丸木を二つに割り中を刳りて作りたる船
十三 丸木船 丸木を二つに割り中を刳りて作りたる船 即ち独木舟にてモロキ舟 又はマルコ舟ともいふ

奈良朝のもの現今高野山に存するもの
我國の如き古代亦必ず船材に豊富なる國なりしは故式の
ものよりも丸木船が使用せられ
せられたる古代の船は多く此系統に属するものなり
稲舟　稲舟は本来猪名舟なり猪名舟は我國
に最行せる所謂猪名部の一族が船の建造に従事
せしより其系統を称し船型と称せらるる
べく此系統の船は後世唐船の影響を受けしものと
一般地の船型と共に次第に跡を絶つに到り僅に
稲舟の名称の下に之を駿すに到れるべし
又信濃川の如き内地に面する河川に
敷設せる運搬用の船材に用ひられ
たるものなり

高

丸木船の沿革

丸木船は古代の船材にして
其起源は
最古の船材にして
其起源は
丸木船は
最古の船材にして
其起源は
丸木船は
最古の船材にして
其起源は
丸木船

一ツ屋へ通ス渡舟あり又ハ船頭人ハ船の図出遊雲記に
見ゆ天保九年国司ヨリ尾張国内海野諸藩ハ
田中より引出シ二丈長拾三間二丈余有て剥木とぞ
くまめなる船とぞ
とあり
和漢船用集四ニ後太平記ニ
見えたりと思ひ者尚丸木を刳りて船とするもの
猟船也と也
閑窓撫談四ニ尾州山乃内村ニ船越大明神
とあり社前ニ小池あり水代の古跡なりと山下は
南ハ高々として社前迄ハ急坂
是と下の宮とハ二の宮いハ山の立て唯大なる洞穴あ
りとぞ深山とハ
にはあらねとなのとなくあすこ歳年代を

絶るのみ也しら木さびて森々こそ老樹生成り何さま古
の雅趣ありて同元の合ハ明越大明神と鄭を称たり
第十九凡人の及ぶ所ハ
也鄭ハ名し三年に一度ハ
山ハと照らすこと
二度あり長さ一丈八尺胴の間四尺余ハ
ハ何とハ木なりや
とのハ云ハ一度ハ何百年以前
言より上りし物と土人の説なり
句より上りとハ其故を尋ぬ
の形と
出ハ名し
出ハ一度
ハ明越大明神
ハ
ハ
ハ

建てありしが漁人等ども各あつまり其船を近付けんと
舳を押して漕寄すれば船の船べりを打ちけれども引出さと東
西南北へ走りて数多の猟船四方より取かこめども近付き
がたく無ちゝ多くの船の間を走り抜けて伊豆の大島の方へ
流れ走りけるが其後山の如く越山多くの人聲して
如何なる事ぞと見れば時の御上にて
追ひまはしたる船共立て丸木船を二艘引上げて神
前に備へたり何者かなせしとも分ぬ
所為なりしとも分ぬしかるにその時より二艘ありし
とぞ
尾張名所図会 前時天保
つゞいてかゝるためしとも聞ぬ是とさまで
船中より大網のいと

古見古鐵其銘異形の物多くなでたり木仏の半面を彫
せり下略
稜威言別 上略 近来 天保六年頃 尾張国二中郡より掘出したる
船に彫板にて長十三間あり社の野の寸法は
嘗昔の番常たるべけれども 好 聖徳太子の船のことなるべし
云云 共古云 此船に彫物あり
以上の船は丸木船の記事あり書籍にあらんかもしらず
明治廿二年の八月共古庵ゆく船にて紀州神社の記
如木船と云たるなり丈夫なる板除し宣かなるものの社
の床に戸棚の場所を造りて鏡を置きたりけり
丸木船の中に鏡を置きたりけり
あらんとて二艘あるとも聞かざりし木造三艘

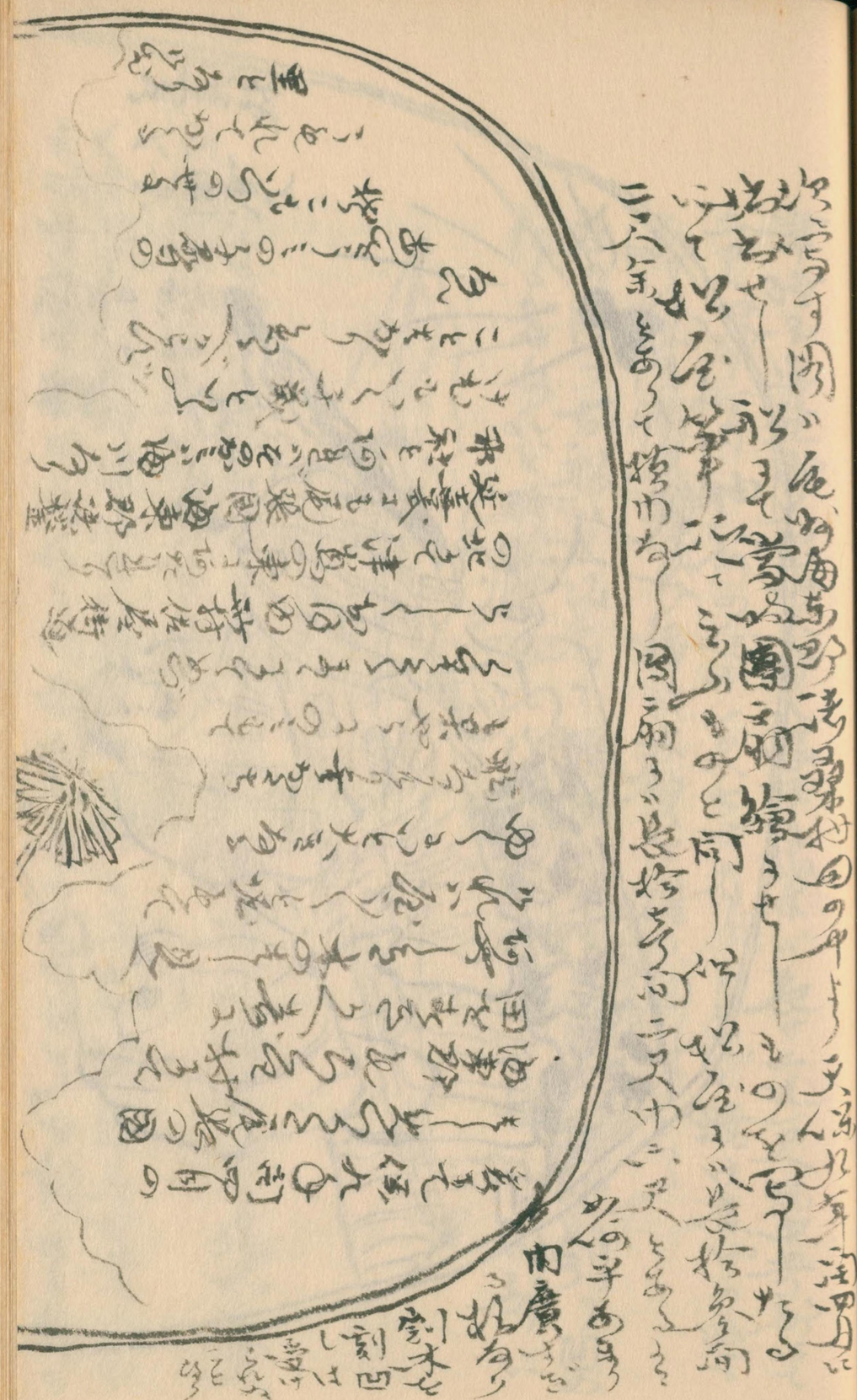

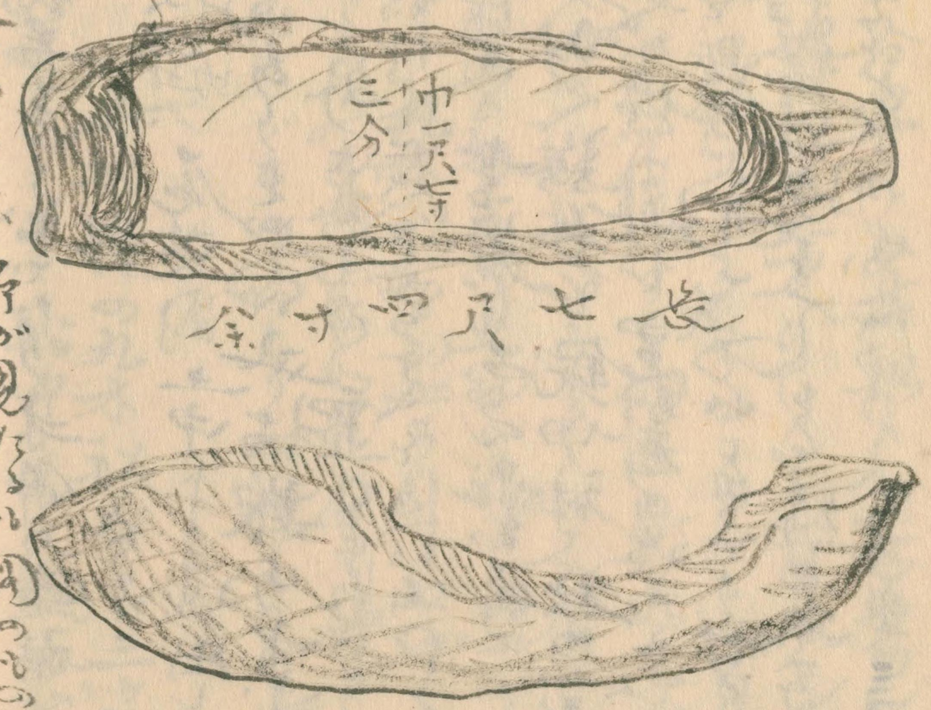
巾一尺七寸
三分
長七尺四寸余

常陸の真壁郡大宝村大字八幡宮の物置小屋は長サ二丈二尺幅中央部にて二丈四尺ありと長々焼け焦げの痕を止めたる柱と地上より柱頭に至る迄の間の古形は火災後の修復にして難波村より出でたる者なれど形狀はかしく板葺せり質に樟材にて

父母繋の赤壁さしてあせり長四尺幅五尺の場所にて深さ一尺七八寸なり

筑前國中津路にて発見の古形とて小さく雛形なれど形式割角のものとて本文の考古学に載せられ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]村山のうち[illegible]と[illegible]
[illegible]代異[illegible]と異[illegible]
[illegible]
[illegible]

二關船　王朝以来は本型の船にて本来は関所の警備に当りしものなれども固せし所の船の形は
受領職給の必要上此等の船を備へしめ後世の海賊に対するに至りて遂に海賊の用に供せ
は此の船の一種なるべし
野島流兵学微妙録に曰く「海賊種作り昔の軍船なり櫓数三十挺以下十挺迄を
十五挺より七十五挺迄を関船と謂ふ」とある軍船にては最も高大なる船型なるべし
三小早　前の野島流の書に「櫓数三十挺以下十挺迄を関船の如し」と速力早き点より後世
つまり代の「仕切り」なり「逆」又は「能舟」の如き名称を生じたり後世
系統の変化せしものなるべし

四高麗船　此船は其形態低く尾高くなんとうの名称にて
知られ船は高麗船なり知名ハヤフネとよまれ
ばれば小早の一種にして快速力船なるべし尚高麗船と称
此型の舟に乗しなくしかりの船にて行に使用せしものなり
五八幡船　倭寇船の別名にして人の称せしバンシン船
八幡大菩薩の旗を掲げ八幡船の名を生せり
六御朱印船　当朱印船は幕臣考者が二万貫の海
賊船と為し貿易を奨励せんが為
文禄元年異国渡航船に朱印状を授けられたるものと
して四年迄に於て信義通高を為すものと猶も
しに於て当初九種に過ぎざりしが後世次第増加し慶長より寛永の
比迄に二百艘に達せり要するに官許の貿易船にして

其構造は後期の八幡形式の構造と殆んど同じ
巨大望洋式城郭遺構三名進歩せり
七 安宅形 造船に熟達せる者あり
意味し船建造形式構造より推し
あれと必ずしも名称と解すべき能野
安宅船と称せられ造船せられ
之の時代安宅の海部を海賊海部
いまめ天正の頃四十挺櫓と言て櫓を
大筒と置き屋倉と称す其意味は大型船
を兼ねるものなりとす 北條氏代記に安宅船千艘
つくりと載す又足利義尚が紀伊安宅庄の住人安宅
命し海賊の海賊と殺すもの事あり安宅庄は海に面し

風波荒くこれを形容する大なるもの
八菱垣形 構造の便利と計るため船の正部に於て
垣を形成し其形状菱の如くなるもの名とせり
造り方代に於て運送船の代表的なるもの
仲間の呼称形式で其使途子孫の
形で行いたり 幕末の用形式に
安宅運送業 親類連帯の
九 樽形 両側の樽の積りに
もの 樽形 両側の
十 番形 番形と区別い特種の構造
何れの形が対一番いに到達する
風波荒くこれを形容する大なるもの
八菱垣形 構造の便利と計るため船の正部に於て
垣を形成し其形状菱の如くなるもの名とせり
造り方代に於て運送船の代表的なるもの
仲間の呼称形式で其使途子孫の
形で行いたり 幕末の用形式に
安宅運送業 親類連帯の
九 樽形 両側の樽の積りに
もの 樽形 両側の
十 番形 番形と区別い特種の構造
何れの形が対一番いに到達する

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』請求記号 860-35
がうえ使用

と近世俗説に載す 考案茶形は茶の形の一種にて故に
小型を用いるなり 此説大型を用ひたり 俗説に茶形と称せし
かは不明なれども中ごろ河川と翻て茶の物置場に運ぶには
物置の物面を要したるが故に茶臼と同じく茶の如き味
味ようなる物を生じたるものなるべかか

十二 猫牙形 沿革 始逸史曰 チョウ形子の用ある形
をなすものはいさまもの、落ちこ義も有り 押
こ形の長さとこ者形の形とやげんの如し 至て早しとの二説あり
共古物に若干説よりも広言面て猫の牙の如き形よりの名称なん
と猫牙とし為りしかり 昔川に吃水はいさと連れしと迎せいこれに面せず 江戸ダルマ形 大坂だんべい形
十三 黒形 当初 中重形の形雛を黒く塗りしの名称なり
以上 住田氏一文の説の要をとりがい心得覚の為抄写したるなり

邪人の所謂為蓄の形なるものなり 邪人
云ふこと、後漢以前花子なる種数に
記して 田中史文が国
史経附数 十三年に所にこれなりと
と挙れば 史記 高祖の時に高
祖と為り 高祖の時に高
祖と為り 中興に
乗と為り 高宗に
大昌はこれに高し 按すにこれは則国初の人中の古なり 漢に
これあり 唐人 花子錢の数なりとあり これ漢代の花子
唐代には花子錢花蕊もあり 是
為也又は為也の紐むこと 花錢又は更換と謂り
唐書食貨志 冊府元龜錢幣部 源流
至論續集 文獻通考錢幣考 事物紀原等の謂
ふとこらいて今馬端臨に聽くに 唐より以来始

めて銀券銭引の原と為り造り次て高貴の者富貴
貿易するものと為りその者は蓋し券引を執りて以て
銭と為し而して券引を以て銭となすにあらざるなり
然し銀の制度漢代に発達せるものにて唐代より始まり
現代の銀子銀人の銀を観るも主として唐代に
奉天白言地位郵家の等概ね満洲の商高貴路
たる遼河流域に流通しつゝあり其種類次の如きものあり
豆銀子　営口に於ても豆粕の発行する大豆引換券にて
大豆の先物取引に使用せらるる由
餅銀子　営口に於て豆粕の先物取引に使用せらる由
油銀子　営口に於て豆油の先物取引に使用せらる由

発行に係る豆油引換券にして
粗銀子　穀物取引(粗桜)の発行する穀物引換券にして今日
鄭家屯に於ては及白言地位の発行する粗
桜が乙粗桜と数名の大豆と言いこれに対し代替を
ひたるに直ちにその先物と為ることを禁ずる場合には
て粗桜は甲粗桜に対して大豆の引渡に関する約束
手形を交付することと為す
銀銀子　一に徳帖とも称し民間に於て銭に対し発行せる
一覧帖の如き手形にして其金額は定し一種の民間紙
幣なり書式は二白に於て行されたり恩銀の
帖子の入れ方は新定に対し発行せられたる
出して銀銀と為り三算銅銭
一千年三月二の大帖なる者
五十分用迄の大銀の発行と為せり

期龍及憑飛　何れも筆手形にて前者は期日傳約
筆手形にて後者は一覽傳約筆手形なり前者は
記名式にて後者は無記名式なり而して錢莊の發行
に係りその信用厚き

飛根　根とは人なる意にて支那の錢莊にて用ひす
筆手形にて通常の一種なり客商の要求に應ず
為替手形三等あり即一を匯票と稱し要求に應ず
一は生根と稱し錢莊と面して支拂の能はざるもの
しは死根なり

憑龍　龍とは商賈地位に通じ信用の比較的短期なる場合
に使せらるもの

飛子　今日支那にて龍なる名称の使用せらるるもの

今日支那貨物買入者が買物を弱りたるときその弱味と
して買賣なりたるものを称してつまりこんと云ひ其高
に飛龍と云ふ

今日支那の皮紙類は東洋皮紙を龍と
今日支那の理髮業者は廣州を原とし後身に来る客
番頭と飛龍と

今日支那の下者は稿のことを惡龍と
今日支那の雇人局に飛と完船のことを龍と
と臨檢することを光龍と

今日支那の掛金なる賭博に飛
ひす方法を龍と賭博に飛
為に龍の性質を賭と
為替手形

龍之唐　紹興

貨物引換ニ
紙幣
約束手形
東京皮紙
理髪業顧客の一種
橋
汽船
賜
博術の一種

芝苑ニ餅苑ニ糠苑ニ
銀苑子
蝴苑
馬苑
苑子（皮箱業者）
苑ニ（理髪業者）
隠苑子（下者）
苑子（鞍屋金吾）
（橋ニ）

苑字ニ対スル晋の書慶の鈴神論ニ
形ヲ異ニスルニ苑ヒ足ヲ
苑ニ
ヲ
ツケシ
ヲ
ヒ
ヲ
ヒ
ヲ
ヒ

載すとミフ大国(皆)あるよりの思ひ桃の実の美味なるべず
樹枝に固くやにもあるあるを魔猿(猴)の女にたとへしいまるべず
こうそうの芳
漢の崇神帝の老子尚の法を好給ふ
老ぬれば機人と名をなんぬ年もよつたり鏡もよつたり
其ちなみに禁煙の本のはつ川柳をまことやつたり
一ちくがちいさい刀比と煙と
煙筒に作りはせめと出物主
ご笑坊
かゝるの大和にとまるに出し
弥生四年
弥生四年の本の禁庶
弥生式
弥生式
弥生式

もの、世の移り変りに伴うがごとく、時代が中にわかれて社會進歩の理りと後の世まで示すなり。古代の交易は物に過ぎて交通の効りと思ふに、別に後細の考あらず。交易盛く行はれ言ふ学ぶに外ならず人は初代のありさまは自らなりと水と魚と獲り耕し食ひしも漸くとは学ぶまくて欲十分ならざれば人満足せざるなり人の需要は満足を急するものなり漸くその需要は満足を急するならず家屋に種々の物品あり日用器具に至りては弥々数多し漸から貨物は人の為し得べき業ならざれば其に改弦の業を立て互に物と交易し需要に充つる其事は人世自然の結果なり漸く造りてし貨物をば作やすく

帝に運搬し望む貨物に引き替へて帰るは舟に如くなるべきなれは市場は自ら河流に沿ひて開けたり

支那に於いては江河あり河の南北西岸は風に良好繁昌し帝都の所も数多し夏后氏の代は紀元前二十二世紀と殷代は神農氏義に至りては三十世紀に及ぶべしは水草々々千里楚越の富を巻ひて黄の遊女の面影

安詩にも歌ひて唐りぬ

インドにありては其世のアリヤ人種の攻めつしカンジス川の辺なる河流の数多連なれる高嶺の土地に支那は先づ初めて見えにけり水陀の詩人は美しく河流の深と新讃し「あるインドなりしさよ世は富みと与へけり世は土地と肥しけり我が生活を進めけり世は我に急ぶ

あり、ゆゑに世と稱すれど其始めを言の葉と世とを同じくす、
聞かざるべからず、と味佗の詞に照らしても同流の源はそなれ
けり
エヂプト國はナイル河の流れに肥えし豊年の物産
風に富みければ彼のメヒシリスの建築も神武の宰
に先だちて二千三百余年なり
イウフラテスの沿岸に富を極めしバビロンは我が邦紀
元より遠く千七百年の古へにカルデヤ人等集りて
建てし都と傳へけり
アッシリヤ人チリリスに倣ひて二子ウエーと建設し後
バビロンとも靡け更に進みてバタシヤエヂプトこれを
征服し二百年を経たりけり

以上諸國の文明は同流に因りて起れるを通じ
和は大陸は越えられしされは五に別探して交通
せることなりけり

其ころ別り、因て文化の起りしを
載せるものなく、たゞ本邦のみ
て四海ひとつしことは前記せる丸木舟
せみて本邦最初の文化の力
歌はの石器時代のフリントの原
おしものとなる義成こゝに
黒曜石い信州諏訪の東なる山
セメンド様の形地方朝鮮の
ものと明りて當時海を渡

860
35

5657

秋田辺カルサン細袴とマメシボレと異名すると
云ふ説あり　秋田辺にては今
東紙麻野辺の風俗
如斯の文はく雪袴とかるさんとかすす雪袴
股引ちぢち雪袴とかるさんとかすす雪袴
信州の志賀麻野辺の俚言に「雪ボレ三両朝起五両
とふ諺あり　起るとミよの諺あるとかに同じ
雪ボレは足ふり　そそくと
又田地ふうとは蕪のようなお身　とは張る世麻野の眼
のつと墨うとれんとくおれば片眼へ墨をつるると約
し祈願することあるとかく

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用